

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第4項の規定により、平成22年1月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成22年3月2日

佐賀県知事 古 川 康

○栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の種類	飼料の名称	製造 年月	試験結果の概要												違反の 内容		
					粗たん 白質 (%) 以上	粗脂肪 (%) 以上	粗繊維 (%) 以下	粗灰分 (%) 以下	カルシ ウム (%) 以上	りん (%) 以上	揮発性 塩基性 窒素 (%)	水溶性 窒素 (%)	ペプシン 消化率 (%)	TDN (%)	ME (kcal / kg)	その他 の検査 (水分) (%)			
松尾精麦株式会社 唐津市山本748番地1	同左	とうもろこし・ 大麦圧パン 二種混合飼料	くみあい混合飼料 牛混一号	H22.1	7.0	-	-	2.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
					7.4			1.0											
金子産業株式会社 唐津市中瀬通1番地8号	同左	まだい育成用 配合飼料	えびす印 ま鯛配合飼料 モイスト用マッシュ レギュラーA	H22.1	44.0	4.0	5.0	15.0	1.4	1.1	-	-	-	-	-	-	-	粗灰分 0.7%超過	
					44.3	4.4	2.2	15.7	4.0	2.6									
		ぶり類育成用 配合飼料	えびす印 はまち配合飼料 モイスト用マッシュ H60E	H22.1	51.0	5.0	4.0	15.5	2.0	1.5	-	-	-	-	-	-	-	-	
					56.8	6.5	1.1	13.3	3.4	2.2									

- 注) 1. 試験結果の概要欄の上段には表示値を、下段には分析値を記載しています。
 2. 違反の内容の欄には、表示成分量に対して過不足があった場合に、その成分の過不足量を記載しています。